

緊急事態宣言の発出に伴う対応について

国から新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発出され、当公園においてもこれに合わせ緊急事態措置を下記のとおりとることとなりました。

記

1. 期間は1月14日(木)～3月7日(日)
2. 有料施設の利用時間は20時まで
3. 大会等のイベントの人数は、これまでどおり5千人以下または収容人数の50%以下のどちらか少ない方

以上

ご不明な点等ございましたら、筑後広域公園管理事務所
(TEL 0942-53-4600)までお問い合わせください。

筑後広域公園管理事務所